

「災害時における美容活動に関する協定」
「災害時における畳の提供等の協力に関する協定」
を締結しました

本市は、本年11月15日（火）、災害時における美容活動に関する協定及び災害時における畳の提供等の協力に関する協定を締結しました。

災害時における美容活動に関する協定は、災害発生時、避難所生活が長期化した場合において、美容活動に関して協力体制を確立し、地域住民の安定した生活の確保を図ることを目的とします。

災害時における畳の提供等の協力に関する協定は、避難所生活の長期化が想定される場合に、避難所に畳を設置することで避難所における生活水準の向上を図ることを目的とするものです。

締結先： 「災害時における美容活動に関する協定」

四日市美容師会 会長 内田 良行 様

「災害時における畳の提供等の協力に関する協定」
5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会

東海地区委員長 國枝 幹生 様

